

公会運動の看過された神学論争の次元—十九世紀アルミニウス主義的「新派」神学を中心に（二—A）

## 公会運動の看過された神学論争の次元 —十九世紀アルミニウス主義的「新派」神学を中心に（二—A）

棚 村 重 行

「…旧派と新派の教義的な諸相違が諸公会を騒然とさせ始め (The doctrinal differences between the O.S. and N.S. are beginning to agitate churches), 横浜公会における分裂を防ぐために宣教師の側に大いなる賢明さが求められるであろうと私は恐れる。そのような分裂の直接的な見込みがあるというわけではないが、横浜公会の一、二人が大阪に住むためにやって来て以来、罪の教義に関する彼らの見解を修正し (one or two of the Y. church have since coming to live in Osaka, modified their views on the doctrine of sin), それ以来横浜公会の彼らの友人たちが彼らの新しい光の利益 (the benefit of their new light)を持つようにと望むようになったからである。私の教師〔松山高吉〕も、ここ〔阪神〕の公会と京浜の諸公会との合同を完成することが出来るかどうか、懐疑的となったと私に語った。…彼〔松山〕は、江戸の教会の過激な〔旧派的〕見解 (the ultra views of Yedo church) が〔合同の〕主義の阻害となるかもしれないと大いに恐れていた…」 (1874年5月9日 N. G. クラーク宛, D. C. グリーン書簡)<sup>(1)</sup>

### I はじめに：京浜・阪神諸公会により自覚された「新派カルヴァン主義」対「旧派カルヴァン主義」神学の対立関係

京浜阪神四公会の合同運動が高潮期に差し掛かっていた1874年5月のことである。9日付けの上掲書簡の中で、D. C. グリーン〔アメリカン・ボード派遣の在日宣教師〕は、京浜の公会、特に横浜公会内に「旧派カルヴァン主義 (O.S.=Old School Calvinism)」神学と「新派カルヴァン主義 (N.S.=New

School Calvinism)」神学との緊張が昂じる可能性があることを報告している。特に興味深いのは、この神学的緊張・対立関係が、少数にせよ一般信徒や、松山高吉（まつやま・たかよし）というD. C. グリーンの日本語教師で、神戸公会のリーダー格の日本人信徒にも明瞭に自覚されていたことである。つまり、大阪へ最近移転した元横浜公会の一、二名の会員が会衆派系の大坂公会で生活しているうちに「罪の教義に関する彼らの見解を修正し」、横浜公会で生活をしている他の会員たちと「彼らの新しい光の利益」を共有したいと希望し始めたと報告されている。

加えて、松山高吉は、京浜の諸公会が抱く神学的な見解の相違、特に「江戸の教会の過激な〔旧派〕的見解」が合同主義を阻害するかもしれないと懸念を抱いていた。ここでは、無論合同主義者で「新派」神学を奉じた長老派宣教師D. タムソンの見解ではなく、恐らく反合同主義的で「旧派」神学を主張し築地居留地で活動していたカロザースの立場と行動を念頭においていると思われる<sup>(2)</sup>。興味深いのは、松山もグリーンと同様に、京浜の長老派ミッション内の「旧派」神学の信奉者が「新派」神学に反対して妨害し四公会の合同運動を神学面でも頓挫させる可能性が高いと危惧していた点である。以上のように、宣教師たちと日本人信徒間に起こった神学的緊張を自覚する外的な動向を踏まえて、「日本基督公会運動」の内的な神学的次元の諸問題について解明する課題を、本研究（二一A,B）においても更に追求しなければならない。

さて、先の研究（一）〔東京神学大学神学会『神学66号 旧約聖書と教会』（東京：教文館 2004），143-166頁参照〕では、「アルミニウス主義」の神学伝統を、「古典的なタイプ」、J. ウエスレーの「稳健な福音（伝道）主義的タイプ」、19世紀のアメリカ合衆国の改革派系長老派、会衆派、改革派内部に出現した「新派カルヴァン主義」神学に示される「急進的タイプ」に分類した。その成果を踏まえて、本研究（二一A）では、1873年1月の在日長老派ミッションで採択された「九箇条信仰告白」、次いで1874年春から開始された京浜、阪神諸公会の合同運動において最初に「共通の信仰告白」として提案されたと思われる「八箇条信仰告白」の内容を分析する。続いて、2005年度に刊行する『神

公会運動の看過された神学論争の次元—十九世紀アルミニウス主義的「新派」神学を中心に（二一A）

学67号』に掲載予定の本研究（二一B）において、福音同盟会の「教理的基礎」を英文から邦訳した有名な「日本基督公会條例」中の「信仰諸則」及び阪神諸公会の『公会の主意』中の「信仰の箇条」は、実は「オーバーン宣言」や「八箇条信仰告白」に示された「新派カルヴァン主義」の神学の立場から神学的に修正されたうえで日本語に訳された信仰箇条であることを立証する。その上で、以上の三研究の諸成果が従来の公会運動研究に対してもつ新しい意義について筆者の判断を述べてみたい。

## Ⅱ 1870年代における京浜、阪神諸公会の合同運動における「新派カルヴァン主義」、即ち「急進的アルミニウス主義」の信仰告白制定の問題

「日本基督公会運動」において「新派カルヴァン主義」神学の立場を明瞭に表明する宣教師側の英文史料は、現在確認しうる限り二つ存在する。第一には、1873年1月の在日長老派ミッションで採択された9箇条の箇条からなる信仰告白である（本研究では以下で便宜上、「九箇条信仰告白」と呼ぶ。）第二には、1874年5月27日－30日のアメリカン・ボード日本ミッション年次総会における決議、「合同の具体的基礎(concrete basis of union)」中で、アメリカン・ボードが京浜・阪神四公会の共通信仰告白として、この時点において正式に受け入れを表明した8箇条からなる信仰告白である（以下では、「八箇条信仰告白」と呼ぶ。）この本章Ⅱでは、これら二つの信仰告白のテクストを紹介し、歴史的、言語的、神学的な観点からそれぞれ詳細に分析を加えたい。

### 1. 1873年1月における在日長老派ミッションで採択された「新派カルヴァン主義」の「九箇条信仰告白」の制定経過

この在日長老派ミッションで採択された最初の信仰告白は、1874年8月13日付けの長老派宣教師H.ルーミスの第27書簡中に存在していたが、近年になり二人の研究者の努力により発見され、翻訳、刊行され知られるようになった<sup>(3)</sup>。

さて、この書簡冒頭に記されているルーミス自身の経過報告によれば、この「九箇条信仰告白」制定に関しては次のような経緯が存在した。この信仰告白は1873年1月の在日長老派ミッション総会において「満場一致で採択」され、その会議の書記を務めたルーミスがこの信仰告白の翻訳を配布用冊子にして準備した。後に信仰告白の原文は紛失したが、書簡と共に本国海外伝道局幹事ロウリーに送る告白の写しは数語の違いを除き変えていないと言う。ルーミスは、写しを送る目的について、「その異端性について (as to its heterodoxy)」の証拠としてこれをロウリー宛に送付すると言う<sup>(4)</sup>。その上で、こう付け加える：「カロザース氏は、今や以前の行為を捨てて〔1873年1月にはこの「九箇条信仰告白」の採択に賛成したカロザースの行為のこと—棚村〕、信仰告白の私たち〔ルーミスとO. M. グリーン：注、D. C. グリーンとは別人の長老派宣教師〕が作成する版の出版を提案するものと私は確信します。…」と<sup>(5)</sup>。

だが、1873年1月のミッション総会では「満場一致」で可決され、ルーミス自身が書記を務め、総会から依託され翻訳冊子の配布まで準備した「九箇条信仰告白」に関して、この書簡で「その異端性」と呼ぶその判断について、不思議なことに彼自身は書簡中では十分明瞭に経過を説明していない。この不可解な彼の態度の背後には、実は彼の次の転向問題が潜んでいると思われる。つまり、彼は1872年9月の「第一回横浜宣教師会議」では公会運動を承認した諸決議に賛成し、1873年1月のミッション総会で「九箇条信仰告白」に賛同しながら、その後反合同主義的で「旧派」神学に近い立場に変わった。実はルーミス自身も1874年8月13日付け書簡の中でかなり歯切れの悪い弁明を試みている：「皆と同様、私の〔現在〕望むところはボードの意向に反する行動をしないことです。…日本基督公会は私が来る以前に形成されていましたので、しばらくは、その組織とともに働くことが最善と思われました。当時、現場に入るにはそれ以外可能ではありませんでした」と<sup>(6)</sup>。その後、ロウリーの指示を受けたらしく、過去の自らの姿勢の背後には避けられない実際的な事情があったと上記書簡中で釈明している。だからこそ、あの「九箇条信仰告白」の神学を「異端性」という強い言葉で問題性を指摘し、逆に今自らが立つ正統的

## 公会運動の看過された神学論争の次元—十九世紀アルミニウス主義的「新派」神学を中心に（二一A）

「旧派」的神学的立場をロウリーに印象づけようとしたのであろう。だが、「第一回横浜宣教師会議」における合同賛成から反対への転向は、ルーミスのみならず、ヘボンにも起こったことである<sup>(7)</sup>。

では、1873年1月の長老派ミッション総会で「九箇条信仰告白」を提案し決議させたのは、一体誰であったのだろうか？ 残念ながら、この点について明瞭に解答を与える第一次史料や直接的な証言はまだ発見されていない。しかし、幾つかの間接的な証拠、第二次史料の情報などを総合して考慮すると、「新派カルヴァン主義」を青年時代から奉じてきたD.タムソンの可能性が高いと思われる。第一には、長老派教会と会衆派教会との合同を支持し、その神学的基盤は「新派」神学に属するキャディツ長老派教会(The Presbyterian Church of Cadiz)から、タムソンは日本へ派遣されていた事実がある<sup>(8)</sup>。従って、こうした派遣教会との関係で、彼が「新派」神学の立場を日本でも「九箇条信仰告白」の形で表明することは十分考えられる。第二には、タムソンは、公会運動開始以前より福音同盟会の理念と活動には深く賛同していた。例えば1871年6月23日より、東京以西の十三藩が行った欧米視察団の通訳として一行を伴い海外に出る。その旅行のさい、彼は「日本の万国福音同盟会を代表して、各国の福音同盟会を訪ね、日本の信教の自由促進に協力を依頼する役割を担」ったと言う<sup>(9)</sup>。つまり、彼は、（どんなに遅く見ても）1871年6月には、既に在日宣教師の間で福音同盟会のキリスト教的合同と協力のための活動に深く関わっていた。第三には、あの「第一回横浜宣教師会議」における教会合同決議に対して、カロザースと共に最初反対し、最後に渋々賛成票を投じたヘボンは、「第一回宣教師会議」直後の1872年10月にはヨーロッパ経由で一時帰米した。高谷道男氏によれば、ヘボンが再び日本へ帰国したのは1873年11月30日であるから、1873年1月の長老派ミッションが開催された時点では、彼は休暇のため会議には不在であった<sup>(10)</sup>。まさにタムソン、ミラーらの「新派」神学を奉じる合同推進派にとって、「鬼〔ヘボン〕の居ぬ間の洗濯」であった。

こうした事情が重なって、タムソンが「新派」神学の傾向の強い「九箇条信仰告白」をヘボン不在の会議に提案したときも、一貫した反対派であるはずの

カロザースすら「満場一致」の形で恐らく賛成せざるをえないほど、タムソン、ミラーら公会運動賛成派の「新派」神学が長老派ミッション内部では当時圧倒的であったのではなかろうか。状況証拠的に見れば、以上の三つの背景が「九箇条信仰告白」制定を可能にした諸要因と推定される。

しかし、D. タムソンをこの「九箇条信仰告白」の提案者とする本研究の説は、以下の2節で展開されるこの告白の神学内容の分析結果からもかなりの蓋然性をもって裏付けられる点をここで予告しておこう。

## 2. 1873年の「九箇条信仰告白」の「新派カルヴァン主義」（又は「急進的アルミニウス主義」）的な性格

では、上記のような歴史的経過を踏まえて制定された「九箇条信仰告白」は、どのような神学内容をもつものであったろうか？ 先ず各箇条ごとに英文のテクストを紹介し、拙訳を掲げる。その上で必要な場合には、D. タムソン始め、「新派」神学を奉じる者ならば通曉しているはずの「オーバーン宣言」や福音同盟会の諸規定、「教理的基礎」などの必要な箇条と比較しながら神学的なコメントを付加する<sup>(11)</sup>。

### Confession of Faith

#### 信仰告白

(1) We believe that there is but one living and true God; infinite, eternal and unchangeable in his being, wisdom, power, holiness, justice, goodness and truth: the Creator, Preserver and Governor of all things; existing in three persons, God the Father, God the Son, and God the Holy Ghost; and that these three are one God the same in substance, equal in power and glory.

(第1) われわれは、かく信じる、ただ一人の生ける真実の神のみがおられ、〔この方は〕その存在、知恵、力、聖性、正義、善、偉大さ、そして真理において無限に

## 公会運動の看過された神学論争の次元—十九世紀アルミニウス主義的「新派」神学を中心に（二一A）

して、永遠であり、変化されないことを。[この方は] 万物の創造者、保持者、そして統治者であられ、三位—父なる神、子なる神、聖靈なる神—において存在され、彼らは本質においても同一であり、力と栄光においても等しくある一人なる神であられることを。

（コメント）：神学的には、「旧派」、「新派」神学に共通の反ユニテリアン的で正統的三一論告白である。

(2) We believe that the Scriptures of the Old and New Testaments were written by holy men as they were moved by the Holy Ghost, and are the only infallible rule of faith and practice.

（第2）われわれは、かく信じる、旧新約聖書は、聖なる人々が聖靈により動かされた故に、彼らにより記されたものであること、そしてそれらは信仰と実践の唯一の誤りなき規範であることを。

（コメント） 基本的なプロテスタント聖書原理に基づき、聖書の靈感説と、信仰と実践への規範性を強調している。この箇条の直接的な起源については、「オーバーン宣言」や「教理的基礎」の箇条の範囲内では特定できない。他の信仰告白からの影響によるのかもしれない。しかし、プロテスタント共通の聖書の靈感説は別として、特にユニークなのは、旧新約聖書の著者を預言者、使徒たちとするのではなく、「聖なる人々 (holy men)」としている表現である。恐らく以下でしばしば注目するように、「新派」神学固有の再生・聖化中心の救済論の理想を聖書の著者に反映させ、「聖なる人々」によって「記された」としたのかもしれない。

(3) We believe that God created our first parents Adam and Eve holy, and that they by disobedience became sinners, incurred his righteous displeasure(,?) our condemnation and involved their posterity in sin and death.

（第3）われわれは、かく信じる、神はわれわれの最初の祖先、アダムとイヴを聖なるものと創造されたが、彼らは不柔順により罪〔を犯す〕人となり、神の正しき不

興と（？）われわれの断罪を招き、彼らの末裔を罪〔を犯すこと〕と死へ巻き込んだことを。

（コメント）この箇条で注目すべきポイントは二点ある。第一に、神は最初に「アダムとイヴ」を「聖なるもの（holy）」と創造されたという見解である。この原初の創造秩序において人類を「聖なるもの」と創造されたことに対応して、新しい救贖秩序ではキリストにおいて人類を「聖なるもの」に再創造されるという聖性（holiness）の回復を目指す再生・聖化中心の救済論を予想させる創造論・人間論をここに表明している。

第二に、墮落論に注目すべきである。1837年の「オーバーン宣言」の第3箇条に以下の箇条がある：「神の制定により、かくてアダムは人類の頭、代表者となつたが、彼の違反の結果として、すべての人類は道徳的に腐敗し、一時的である、永遠である、死に服する者となつた(as a consequence of his transgression, all mankind became morally corrupt, and liable to death, temporal and eternal)」と<sup>(12)</sup>。これは、原初の創造秩序において「彼〔アダム〕の違反の結果として(as a consequence of his transgression)」、即ち自由意志に基づく道徳的な行為の結果「違反」が起つて、アダム以来の全人類は「道徳的に腐敗した(became morally corrupt)」という意味である。つまり、この箇条は、「旧派」神学の言うように人類は「全面的に腐敗した(became totally corrupt)」のではなく、「新派」神学特有の墮落論、能動的で意志的な性格を強調する「道徳的墮落論」を表明している。

これに対して、「九箇条信仰告白」の箇条では「不従順により罪〔を犯す〕人となつた(by disobedience became sinners)」となっている。「旧派」神学が一般的に運命論的・受動的な「全的墮落説」の立場から採用する‘became totally sinful’ や ‘became totally corrupt’ という表現を明らかに避けている。そうせずに、「新派」神学に固有の自由意志の残存を前提とした‘sinning（罪を犯すこと）’の名詞、「罪〔を犯す〕人となつた(became sinners)」を敢えて用いたのである。その結果、この「九箇条信仰告白」の当該箇条においても、「オーバーン宣言」の第3箇条で強調された‘became morally corrupt’ とほぼ同

## 公会運動の看過された神学論争の次元—十九世紀アルミニウス主義的「新派」神学を中心に（二—A）

義の能動的「道徳的墮落説」の立場を意図的に強調したと考えられる<sup>(13)</sup>。そして、当然のことながら「九箇条信仰告白」の以下の各箇条において使用される‘sin’, ‘sins’という用語は、この「道徳的墮落説」の神学の線に沿って能動的・意志的な意味で「罪を犯すこと (sin=sinning)」, 「罪を犯す諸行為 (sins=sinnings)」という含蓄を入れた理解で解釈されるべきである。以下の箇条では「罪」, 「諸罪」と訳した直後に〔 〕を付してここでの概念は「道徳的墮落説」的含蓄があること示す。

(4) We believe that God has in infinite mercy provided a way of salvation through the gift of his Son Jesus Christ-who came down from heaven to earth-humbled himself (,) became man, and by his sufferings and death made atonement for sin; and that salvation is freely offered to all on condition of repentance and faith in our Lord Jesus Christ; by whose righteousness alone we are saved and not by any merit of our own.

(第4) われわれは、かく信じる、神はつきせぬ憐れみにおいて、その御子イエス・キリストの賜物を通し救済の道を提供されたと。[キリストは] 天より地へ下り、ご自身を卑しくされ、人となられ、その受難と死によって罪〔を犯したこと〕の贖いをなされたと。そして救済は、われわれの主イエス・キリスト—その方の義のみによってわれわれは救われるのであり、われわれ自身のいかなる功績によるのでもない—に対する悔い改めと信仰という条件において万人にたいして無償で提供されるのであると。

(コメント) この第4箇条では、キリスト贖罪論と救済論に関する二つの重要な教理が告白されている。第一には、「われわれの功績」ではなく、キリストの贖罪死とキリストの義において救済の唯一の客観的根拠が据えられたということである。この点はあの「オーバーン宣言」でも同様で、第15箇条では全く同様の贖罪に基づく義認の教理が述べられている：「すべての信じる者は、個人的な功績に基づくのではなく、ただキリストの服従と死、ないし換言すればこの方の義のみに基づき義とされる(All believers are justified, not on the ground of personal merit, but solely on the ground of the obedience and death,

or, in other words, the righteousness of Christ)」と<sup>(14)</sup>。

第二に注目すべきは、「旧派」神学のように「限定的贖罪論」、「選ばれた者のみ」の救いではなく、i) 「悔い改めと信仰という条件において(on condition of repentance and faith)」、ii) 「救済は…万人にたいして無償で提供される(is freely offered to all)」という風に、神人協力説的な、条件付き「無限定的贖罪論」に立つ「万人救済説」を説いている。なお「オーバーン宣言」の第13箇条にも、以下のような「罪〔を犯したことへ〕の悔い改めとキリストへの信仰が救いのためには不可欠である」とする条件付き万人救済説と類似した見方が表明されている：「罪〔を犯したこと〕への悔い改めとキリストへの信仰が救いのためには不可欠であるが(While repentance for sin and faith in Christ are indispensable to salvation)」が、「救われるすべての者は、最初から最後まで、恩恵と神の靈に負うものである」と<sup>(15)</sup>。

なお、岡部・有地訳の『手紙』におけるこの第4箇条の邦訳には以下のような重要な翻訳上の欠損がある。それは「悔い改めと主イエス・キリストに対する信仰という条件において(on condition of repentance and faith in our Lord Jesus Christ)」という文章の‘on condition of’が明確に訳されず、「悔い改めて、主イエス・キリストを信じるすべてのものに惜しみなく救いが与えられる」と訳されている（岡部・有地訳『手紙』、84頁）。この「悔い改めとわれわれの主イエス・キリストに対する信仰という条件において」という表現は、墮罪後の道徳的自由意志の残存を前提とした神人協力説的「急進的アルミニウス主義」神学の明瞭な旗印に他ならない。だから、この用語の翻訳を欠落させることは「九箇条信仰告白」が「新派」的な神学的性格を有する事実を曖昧にすることになる。

(5) We believe that we become partakers of Christ's death by the influence of the Holy Spirit in our hearts who convinces us of sin leads us to the Savior; and it renews and sanctifies the hearts of those who repent of their sins and believe in Christ.

(第5) われわれは、かく信じる、われわれは、われわれの心における聖靈の感化に

## 公会運動の看過された神学論争の次元一十九世紀アルミニウス主義的「新派」神学を中心に（二一A）

よりキリストの死に与かる者たちとなると。〔聖靈は〕われわれの罪〔を犯したこと〕を確信させ、救い主へとわれわれを導き、そしてそれ〔聖靈〕は彼らの罪〔を犯したこと〕を悔い改め、キリストを信じる者たちの心を更新し、聖化すると。

（コメント）この箇条では、「聖靈の感化により」キリストの贖罪に与らせるだけでなく、むしろ罪の悔い改めと心の更新と聖化へと導くことが強調されている。「オーバーン宣言」の第6箇条にも次のような救済過程に関する見解が表明される：「そしてすべての成人と共に、幼児も、救済されるためには、キリストの血による贖いと、聖靈による再生(redemption by the blood of Christ, and regeneration by the Holy Ghost)が必要である」と<sup>(16)</sup>。つまりキリストの贖罪に基づく義認と聖靈による再生が救済の二段階をなすと言う見方である。その点で、「九箇条信仰告白」の第5条も「聖靈の感化」と罪〔を犯したこと〕を「悔い改め、キリストを信じる」行為と協働することにより、キリストの贖罪に基づく義認の効力と心の更新・聖化の効力が得られるとの二段階救済論に類似した見解が表明されている。だから、「心を更新・聖化」する神関係の内的変化と、生活を「聖化する」外的な道徳的变化とは不可分離的なのである。

(6) We believe that those who are renewed by the Holy Ghost will forsake sin and walk in the way of holiness.

（第6）われわれは、かく信じる、聖靈により更新される者たちは一罪〔を犯すこと〕を放棄し、聖性の道を歩むであろうと。

（コメント）続く第6条も、第5条と同様、聖靈の感化による現在から将来の生活の聖化の課題について再度教えている。この点で絶対的な恩寵への依存における信仰義認と聖化を強調する「旧派」神学以上に、神人協力説的な再生・聖化中心の救済論へ強調点が移行していることが分かる。「オーバーン宣言」の第12条でも「再生は心の根本的な変化であり (Regeneration is a radical change of heart), それは聖靈の特別な諸作用により生み出され, 『罪〔を犯す〕人を善なることへと決定させ ('determining the sinner to that which is good')』, すべてのケースにおいて瞬間的 (instantaneous) である」と説く<sup>(17)</sup>。ここでも、

聖靈の働きにより、「再生(regeneration)」は、「心の根本的变化」と「罪〔を犯す〕人を善なることへと決定させる」聖化を実現すると言う。「宣言」も「九箇条信仰告白」も共に、聖化・再生は内的神関係の変化と同時に、外的道德生活の変化双方を含むのである。

(7) We believe that the Sacraments instituted by Christ are Baptism and the Lord's Supper; that Baptism is to be administered to believers and their children, and the Lord's Supper to be received by his disciples.

(第7) われわれは、かく信じる、キリストによって制定されたサクラメントは、洗礼と主の晚餐であると。そして洗礼は、信仰者と彼らの子供達に対し執行され、主の晚餐は彼の弟子たちによって受け取られるべきである。

(コメント) 第7-9条は、「オーバーン宣言」の諸規定には見られない箇条である。これらの三規定は、むしろ福音同盟会の「教理的基礎 (The Doctrinal Basis)」の諸規定や運動理念の影響の下で作成された可能性があるので、それらと比較してみよう<sup>(18)</sup>。例えば「教理的基礎」の第9箇条には英文でこうある: 'The divine institution of the Christian ministry, and the obligation and perpetuity of the ordinances of Baptism and the Lord's Supper'; 「キリスト教の職制は神の制定によるものであり、洗礼と主の晚餐の命令は永続的義務である」<sup>(19)</sup>。恐らく、福音同盟会を熱烈に支持していたD. タムソンは、「教理的基礎」のこの箇条から感化を受けて「九箇条信仰告白」のこの第7箇条を作成したのであろう。

(8) We believe that the Christian Sabbath is of divine appointment and of perpetual obligation.

(第8) われわれは、かく信じる、キリスト教の安息日は神の制定によるものであり末長く守るものであると。

(コメント) この安息日遵守の箇条直接的なテクスト上の起源についても、次の事実に注目すべきである。D. タムソンが所属していた福音同盟会は1846年

## 公会運動の看過された神学論争の次元—十九世紀アルミニウス主義的「新派」神学を中心に（二一A）

のロンドンにおける創立時点から、安息日ないし主の日を遵守する決議を行い、彼らの運動方針の一つとしている。例えば世界における福音伝道を妨げる諸勢力と見なされたローマ・カトリックの教皇制、不敬虔な合理的宗教についての情報交換、積極的にはキリスト教教育と並んで主日遵守主義を拡大する協力を申し合わせている。その決議にはこうある：“3.the facts relating to the Public Observance of the Lord’s Day”；「3.主の日を公的に遵守することに関する諸事実」について情報を収集する件という風に<sup>(20)</sup>。

また、福音同盟会アメリカ支部の「憲法(Constitution)」(1869) の第二条中にも、多くの目標と共に、「主の日の遵守を勧めること(to urge the observance of the Lord’s Day)」も目標の中に明示されている<sup>(21)</sup>。恐らく、タムソンは、こうした福音同盟会の決議や運動方針を支持する立場からこの倫理的な第8箇条を起草したものと思われる。

(9) We believe that at the end of time the dead shall be raised and Christ shall judge the world; that the wicked shall go away into everlasting punishment, but the righteous into life eternal.

(第9) われわれは、かく信じる、時の終わりにおいて死者は甦らされ、キリストは悪人たちを裁かれるであろうと。そして、悪人は永遠の処罰へと入り、義人は永遠の命へと入るであろうと。

(コメント) この第9条のテクストの起源としては、「福音同盟会」の「教理的基礎」の第8箇条の以下のテクストを適当に取捨選択して文章化したことは十分あり得る：“The immortality of the soul, the resurrection of the body, the judgment of the world by our Lord Jesus Christ, with the eternal blessedness of the righteous, and the eternal punishment of the wicked”；「魂は不死であり、身体は甦り、われわれの主イエス・キリストによってこの世は裁かれ、義人は永遠の祝福を伴い、悪人は永遠の処罰を受ける」とある<sup>(22)</sup>。

これに対し、「九箇条信仰告白」の第9条では使用されている終末論的な神学用語や内容、例えば「死者は甦らされ (the dead shall be raised)」、「キリスト

トは悪人らを裁かれるであろう(Christ shall judge the world)」, 「悪人は永遠なる処罰へと入り(the wicked shall go away into everlasting punishment)」, 「義人は永遠の命へと入る(the righteous into life eternal)であろう」とある。これらを今一度「教理的基礎」の第8箇条の神学用語, 例えは‘the resurrection,’ ‘the judgment of the world by our Lord Jesus Christ,’ ‘the eternal punishment of the wicked,’ ‘the eternal blessedness of the righteous’と個々に比べれば, 両者の間でかなり類似したものが用いられていることは判然としている。とすれば, この箇条に関しても, 「教理的基礎」の影響を想定することは十分蓋然性をもつと思われる。

以上, 本章Ⅱの1と2における分析を総合して1873年1月の「九箇条信仰告白」の性格についてまとめてみたい。第一に, この「九箇条信仰告白」の神学思想上の内容を考えると, 次のような特徴が観察可能である。この信仰告白の特に第3条から6条までの特徴を見ると, もはや条件的二重予定論(「古典」型, 「稳健」型)も条件的一重予定論(「急進」型)も表明されていない。だが, 教理的には, 創造のさいアダムとイヴは「聖なるもの(holy)」として創造されたが, 「不従順により罪〔を犯す〕人となった」とする能動的で自由意志の残存を前提とする道徳的墮落論の傾向(第3条), 無限定的贖罪論と(信じ悔い改める者)万人救済説的神人協力説的救済論(第4条), 協働の恩恵が働く再生・聖化中心の強調(第5—6条)がなされている。つまり人間論, 贖罪論, 救済論の特徴は, 明らかに「古典的アルミニウス主義」, 「稳健的アルミニウス主義」よりも「オーバーン宣言」(1837)が示す「急進的アルミニウス主義」に類似していることを確認できる。第二には, 第7条から第9条では, 福音同盟会の「主の日遵守」の理念や「教理的基礎」の第8と第9箇条などの影響を感じさせる。そこで, この信仰告白は「新派」神学的で福音同盟会の理念や「教理的基礎」の諸箇条にも影響を受けていると判断できる。

だから, 改めて「九箇条信仰告白」のかかる特徴を念頭に置き, 当時の在日長老派内部の事情をも加味して考えると, 1873年の1月に開催された長老派

公会運動の看過された神学論争の次元一十九世紀アルミニウス主義的「新派」神学を中心に（二一A）

ミッション総会でこの英文の「九箇条信仰告白」を提案し得たのは、「新派」神学の信奉者で福音同盟会の支持者、D. タムソンをおいて他に存在しないのではないかと思われる。

3. 1874年5月27日－30日のアメリカン・ボード日本ミッション年次総会における決議、「合同の具体的基礎(concrete basis of union)」及び「八箇条信仰告白」の成立経過<sup>(23)</sup>

次に、1874年のアメリカン・ボード側の「合同の基礎」文書中に掲げられている8箇条からなる「八箇条信仰告白」の制定の経過と歴史的背景を先ず解説することにする。

顧みれば、1872年3月10日の横浜公会の設立から開始された「日本基督公会運動」の第一の高潮期は、1872年9月の「第一回横浜宣教師会議」における長老派、改革派、アメリカン・ボードの合同決議から、翌年1873年1月の長老派ミッションにおける「新派」神学的傾向を持つ「九箇条信仰告白」の制定に至る時期である。だが、その後本国の合衆国長老派海外宣教局は日本に於ける合同運動の進展にブレーキをかけ、むしろ「旧派」神学を基礎に、中国大会に組織的に結合する長老主義的な教派教会を建設すべきとの指示が幹事ロウリーを介し、在日長老派ミッションの宣教師たちに通達されたと見られる。その「巻き返し」の象徴的事件が、1873年12月末になされた「日本基督長老会」の設立である。この点については、H. ルーミスは、1874年1月22日付け、ロウリー宛書簡の中で、次のように報告している：「前回のミッション会議（12月30日）で、日本基督長老会と呼ばれる長老会〔中会〕が組織されたのですが、それは中国の大会に連なるべきものです。タムソン氏が議長に、私〔ルーミス〕が書記に選ばれました」と<sup>(24)</sup>。この結果、在日長老派ミッションは以下の二陣営へと真っ二つに事実上分裂した。一方は、カロザース、ヘボン、ルーミス、O. M. グリーンら教派主義的で、長老主義政体の確立を目指し、外国ミッションとの組織的な結合主義を重視し、「旧派」神学を奉じる多数派グループへ結集した。他方は、タムソン、ミラーらの合同主義的で、政体はいわゆる「長老

－会衆主義（Presby-gationalism）」と呼ばれ得る折衷的政体形成を目指し、外国ミッションからの組織的独立を掲げ、神学的には「新派」神学のグループで、彼らは長老派ミッション会議では1873年12月以降は少数派になって行く。

しかしながら、長老会（中会）成立に反撥したタムソン、ミラーらは、合同路線を再強化すべく、合衆国改革派、アメリカン・ボード、新たにスコットランド一致長老教会のミッションにおける合同主義者と連携し、京浜二公会に加えて、1874年4-5月に成立した阪神二公会と各教派ミッションの合同運動の新しい展開を起こした。これが、いわゆる「四公会合同運動」と呼ばれる日本基督公会運動の第二の高潮期である。こうした公会運動側の「巻き返し」は、後に本研究（二-B）で述べるように、1874年1月以降準備を重ね、1874年10月の横浜における「四公会会議」で一区切りを迎え、翌1875年春の阪神公会の合同運動離脱宣言をもって終焉する。

さて、話を元に戻し、アメリカ改革派教会宣教師S. R. ブラウンによると、1874年4月3日に横浜で開催された四公会合同のための「宣教師会」において京浜側が提案した合同的な共通信仰告白、規則の英文草案を、D. C. グリーンが神戸に持ち帰り、同年9月に開催予定の宣教師会議〔実際には、1874年10月まで延期された〕までにアメリカン・ボード・ミッションで検討することになった<sup>(25)</sup>。この京浜公会と宣教師たちとの会議の中で、どのような内容の信条と教会規則の草案が提案され、また宣教師D. C. グリーンにより阪神公会とアメリカン・ボードへ持ち帰られたのか、残念ながらこのブラウン書簡の中にはこれ以上明示されていない。しかし、幸いなことに、同年4-5月に実現した神戸公会、大阪公会の設立を待って開催された5月27日のアメリカン・ボード日本ミッションの決議、「合同の具体的基礎」の中に、その年会により承認された「八箇条信仰告白」のテクストが、他の重要決議と共に残されている。恐らく、時期的に見て、この信仰告白こそ一月半前に横浜の宣教師を入れた京浜公会会議で提案された英文の信仰告白であり、この決議文からその内容が確認できよう<sup>(26)</sup>。

そこで、最初に「合同の具体的基礎」の諸決議全体の内容を要約する<sup>(27)</sup>。そ

## 公会運動の看過された神学論争の次元—十九世紀アルミニウス主義的「新派」神学を中心に（二一A）

の前文では、アメリカン・ボードは、あの1872年の「第一回横浜宣教師会議」においてなされた公会合同の「基礎」理念に飽くまでも固く立ち、第一決議では、各個公会の名称として、特定教派の名称ではなく、「地域的差別以外」には「イエス・キリストの公（教）会」を使用することを再確認する。第二決議では、教会政治では、職名として牧師・長老・執事の三職名を採用する。次いで、第三決議では、次節で分析する「八箇条信仰告白」への同意が宣言される。第四決議では、各公会の牧師と代表者、そして宣教師から構成される「上申ないし照会のための上級の地域的諸会議」つまりある程度長老主義の言う「中会」的な権能を認めること。しかし、第五決議では、年に一度、牧師と代表からなる総会を開くが、その機能は飽くまでも交わりの促進とキリスト教的事業に関する意見交換のために限定することとされる。つまり、彼らは、職名と地域集会の権能に関しては長老派に譲歩する案を決議したが、その代わり全国的年会の権能に関しては、長老主義の「大会」のような垂直的な組織的結合関係を避け、会衆主義の組合主義的な連盟機能のみを確保したいというのが、その提案のねらいなのである。これらの合同公会の政治形態についての諸決議は、4月3日の会議で信仰告白草案と共にグリーンが阪神へ持ち帰った「教会規則」の英文草案（草案そのものは現在も未発見）に対するアメリカン・ボード側の公式反応とを考えることができる。

## 4. 「八箇条信仰告白」の英文テクストと邦訳文、及びコメント

続いてこの「合同の具体的基礎」の第三決議にある「八箇条信仰告白」の英文テクストを紹介し、拙訳を掲げ、最後に長老派の「九箇条信仰告白」との神学的内容の比較を試みてみよう。但し「九箇条信仰告白」と全く同一の箇条は、英文テクストのみ掲げ、邦訳を省略する。

## 3. that we adopt the same creed - suggesting in the following.

（決議）3. われわれは、同一の信条を採用し、それは次のことを示す<sup>(28)</sup>。

（コメント）この「具体的基礎」の第三決議の意義は、アメリカン・ボードの

総会が、1874年5月27日に、京浜の二公会と諸ミッションから提案された信仰箇条草案を「同一の信条」として「採用」する旨を明確に証明する点にある。ここから逆に言えば、以下の「八箇条信仰告白」こそ、D. C. グリーンが1874年4月3日以降阪神に持ち帰った信仰告白草案である可能性が極めて高いのである。

1st We believe that there is but one living and true God; infinite, eternal and unchangeable in His being, wisdom, power, holiness, justice, goodness and truth; the Creator, Preserver and Governor of all things; existing in three persons - God the Father, God the Son and God the Holy Ghost and that these three are one God the same in substance and equal in the power and glory.

(コメント) 「九箇条信仰告白」と殆ど同様の英文である。正統的三位一体神への信仰を示す。

2nd We believe that the Scriptures of the Old and New Tests [Testaments] were written by Holy Men as they were inspired by the Holy Spirit and are the only infallible rule of faith and practice.

第2 われわれは、かく信じる、旧、新約聖書は、聖なる人々が聖靈により靈感を受けたゆえに、彼らにより記されたものであること、そしてそれらは信仰と実践の唯一の誤りなき規範であることを。

(コメント) 「九箇条信仰告白」第2条では、‘as they were moved by the Holy Ghost’ という語が使用された。それに対し、「八箇条信仰告白」では ‘as they were inspired by the Holy Spirit’ という語が用いられている点が相違点である。他は両者ともほぼ同様な用語と神学的内容である。

3rd that God created our first parents Adam and Eve holy and that they by disobedience became sinners, incurred His righteous condemnation and involved their posterity in sin and death.

## 公会運動の看過された神学論争の次元—十九世紀アルミニウス主義的「新派」神学を中心に（二一A）

第3 われわれは、かく信じる、神はわれわれの最初の祖先、アダムとイヴを聖として創造されたが、彼らは不柔順により罪〔を犯す〕人となり、神の正しき断罪を招き、彼らの末裔らを罪〔を犯すこと〕と死へ巻き込んだ。

（コメント）「九箇条信仰告白」の第三条では ‘his righteous displeasure (,?) and condemnation’ となっていたのが、この「八箇条信仰告白」の第3箇条では ‘displeasure’（不興）の語が省略されている。他は同一である。つまり「新派」神学の影響で、創造秩序におけるアダムとイヴの聖性を強調し、道徳的墮罪である「不従順により」、アダムとイヴは「罪罪〔を犯す〕人となった」とする能動的な「道徳的墮落説」の神学である。

4th We believe that God has in infinite mercy provided a way of salvation through the gift of His Son Jesus Christ who came down from heaven to earth - humbled himself, became man - perfectly obeyed the law of God and by his sufferings and death made atonement for sin; and that salvation is freely offered to all on the condition of repentance and faith in our Lord Jesus Christ by whose righteousness alone we are saved and not by any merit of our own.

第4 われわれは、かく信じる、神はつきせぬ憐れみにおいて救済の道をその御子イエス・キリストの賜物を通し提供されたと。〔キリストは〕天より地へ下り、ご自身を卑しくされ、人となられ、神の律法に全く服従され、その受難と死によって罪〔を犯したこと〕の贖いをなされたと。そして救済は、われわれの主イエス・キリスト—その方の義のみによってわれわれは救われるのであり、われわれ自身のいかなる功績によるのでもない—に対する悔い改めと信仰という条件において万人にたいして無償で提供されるのであると。

（コメント）両信仰告白の間には、一部ハイフンの付け方と用語などで幾つかの相違は見られる。しかし、内容的にはほぼ類似した文章である。相違点としては、「九箇条信仰告白」の第4箇条には存在しなかった ‘perfectly obeyed the law of God’ という文章が新たに付加されていることは、神学的に重要である。つまりキリストの救済事業論の中に「〔キリストは〕完全に律法に服従された」

と加えることで、主の贖罪の効果に「悔い改めと主イエス・キリストに対する信仰という条件において」与る時、「万人」は救われ、更に彼らはキリストがそうされたことを模範にして神の律法に服従するという聖化中心の神人協力論的万人救済説の「新派」神学的方向が益々鮮明にされるからである。

5th We believe that we become partakers of the benefits of Christ's death by the influence of the Holy Spirit in our hearts - who convinces us of sin and leads us to the Saviour; and who renews and sanctifies the hearts of those who repent of their sins and believe in Christ.

第5 われわれは、かく信じる、われわれは、われわれの心における聖靈の感化によりキリストの死の恩恵に与かる者たちとなり－〔聖靈は〕われわれの罪〔を犯したこと〕を確信させ、救い主へとわれわれを導くことを。そして彼らの罪〔を犯したこと〕を悔い改め、キリストを信じる者たちの心を更新し聖化すると。

(コメント) 'the Savior' (「九箇条信仰告白」) と 'the Saviour' (「八箇条信仰告白」) と言う些細な表現上の相違を除けば、「九箇条信仰告白」と用語も神学内容も同様である。神人協力説的な聖化・再生(更新)中心の救済論である。

6th We believe that those who are renewed by the Holy Ghost will forsake sin and walk in the way of holiness.

(コメント) 「九箇条信仰告白」と同様の文章と内容である。再生・聖化中心の「新派」神学的救済論を示している。

7th We believe that the sacraments instituted by Christ are Baptism and the Lord's Supper; that Baptism is to be administered to believers and their children and the Lord's Supper to be received by His disciples.

(コメント) これもまた「九箇条信仰告白」と同様の文章である。

8th We believe that at the end of time the dead shall be raised and Christ shall judge

公会運動の看過された神学論争の次元—十九世紀アルミニウス主義的「新派」神学を中心に（二一A）

the world; that the wicked shall go away into everlasting punishment but the righteous into life eternal.

（コメント）「九箇条信仰告白」の第9条の用語と内容と同様である。

最後に、この「八箇条信仰告白」と「九箇条信仰告白」との比較をし、その相違点について確認をしてみよう。第一に最も大きな相違点は、「九箇条信仰告白」の第8条にあった「安息日遵守」の規定が、「八箇条信仰告白」では全く省略されて全体として8箇条の信仰告白とされた点である。その理由について特に具体的な証言史料はない。だが、考えられることは、2節で既に指摘したように「安息日遵守」の箇条はもともと福音同盟会の運動の具体的倫理目標の一つであり、その「教理的基礎」には存在しない箇条である。だから「教理」告白を目指す四公会合同の共通信仰告白の信仰箇条の中から省くことになったのであろう。第二には、「八箇条信仰告白」の第3と第4条では、それぞれ分析し指摘したように、一部用語の取捨選択がなされた。しかし、「九箇条信仰告白」と神学内容としては概ね同一のものが草案とされ、アメリカン・ボード総会で一度は「同一の信条(the same creed)」として受け入れられたと考えて良い。つまり、「八箇条信仰告白」の第3条から第6条までの人間論、贖罪論、救済論の特徴は、明らかに「古典的アルミニウス主義」、「穩健的アルミニウス主義」よりも「オーバーン宣言」(1837) が示す「新派カルヴァン主義（急進的アルミニウス主義）」に類似している。また第7条、第8条では、福音同盟会の「教理的基礎」の第8と第9箇条などの影響を依然感じさせる<sup>(29)</sup>。

だから、1873年1月の長老派ミッション総会で制定された「九箇条信仰告白」は、その「新派」神学的で、福音同盟会の「教理的基礎」の幾つかの諸箇条を継承する性格のゆえに、1874年春からの「四公会合同運動」の共通信仰告白として若干の箇条の修正・取捨選択の上で、「八箇条信仰告白」として阪神側へ提案され、5月27日にはアメリカン・ボードの年次総会で承認された。

ところが、同年6、7月以降、10月の横浜における「四公会合同会議」までの間に、この信仰告白問題で新しい事態が生まれる。京浜公会側では「信仰諸

則」（阪神公会側では「信仰の箇条」と呼ばれる）福音同盟会の「教理的基礎」9 箇条全体をそれぞれ「神学的に（！）」修正し邦訳した信仰告白が共通の告白案として登場する。最後に、これら「信仰諸則」ないし「信仰の箇条」の成立経過と神学的性格について、2005年度に刊行される『神学67号』に掲載予定の拙稿、本研究（二一B）において筆者の分析を試み、結論を纏める計画である。

（たなむら・しげゆき）

[研究（一）、（二一A,B）は、2004年2月2日に、日本基督教団十貫坂教会で開催された改革長老協議会教会研究所・第四回研究会において発表された講演の原稿にかなり手を加え、表題を改め、論文としたものである。当初の講演題は「公会運動の秘められた神学的次元—十九世紀アルミニウス主義の諸問題」としていた。]

### 〔注〕

- (1) マイクロ・フィルム版の*ABCFM Japan Mission, 1871-1880*, Vol.3, Letters DE-G, Part I: DE-Gr. を使用。以下、*ABCFM/JM, 1871-*, vol.3と略記。
- (2) 長老派宣教師カロザースは、日本基督公会運動の無教派主義的合同主義、折衷主義政体志向、「新派」神学的傾向、ミッションからの独立主義的な傾向に対して最初から反対していた。例えば、1872年8月19日付けのロウリー宛書簡で、自分は合同運動には反対であること、なぜならばそれは「実行不可能 (impracticability)」であり、「代表制固有の政体〔長老主義政体〕と教義を放棄する」からという理由を挙げている (*Records of Bd. of Foreign Missions of the Presbyterian Church of the U.S.A. Japan Mission, vol. II : 1869-1873*, No.94. 以下, *PCUSA/JM, 1869-*, vol. II) という風に、同一のマイクロ・フィルム史料からの引用は、年代、卷数字番号を変えて略記。No.とは文書整理番号のこと。) また、彼は、1874年4月22日に、公会運動推進者タムソンから「長老派、改革派、会衆派の合同委員会が起草した信条〔注：八箇条信仰告白と推定される〕と政体案」を見せられたが、自分はそれに対し、「教会の信仰告白、政体を変更することは絶対的に誤りではないが、通例なことではない」と主張し、賛成しなかったと報告している (1874年4月23日付け、ロウリー宛書簡, *PCUSA/JM, 1873-*, vol. III,

## 公会運動の看過された神学論争の次元—十九世紀アルミニウス主義的「新派」神学を中心に（二一A）

No.19)。

- (3) 岡部一興編、有地美子訳『宣教師ルーミスと明治日本—横浜からの手紙』（横浜：有隣堂、2000年）、79-87頁。以下、『手紙』と略記する。英文のテクストは、以下のマイクロ・フィルム版の宣教記録を参照：*PCUSA/JM, 1873-, vol. III, No.27.*
- (4) *PCUSA/JM, 1873-, vol. III, No.27.* なお邦訳では ‘as to its heterodoxy’ の部分を「それが正統でないかどうかの判断ができますように写しをおくります」と訳されている（岡部・有地『手紙』、79-80頁）。ルーミスの転向後の「旧派」神学的な立場を考慮すると、この「九箇条信仰告白」の神学的な内容に対し、「それが正統でないかどうか」レベルの中立的な判断を下しているとは考えられない。文法的に見ても、‘its’ という「信仰告白」を指す ‘it’ の所有格形が、続く名詞 ‘heterodoxy’ に係るのであるから ‘its heterodoxy’ という表現は「信仰告白」が有する性格が「異端性」を持つという意味である。だから、「その〔信仰告白の〕異端性についてあなた〔ロウリー〕が判断出来るように送付する」と理解し訳すべきであろう。もっとも、編者の岡部氏自身は、この「九箇条信仰告白」の神学的性格に関しては、「長老派教会の信仰告白」とだけ解説するにとどまり、この信仰告白の「新派」神学的な内容の判断にまで至っていない〔『手紙』、86-87頁の注（4）参照。〕
- (5) *PCUSA/JM, 1873-, vol. III, No.27.* 岡部・有地『手紙』、80頁。ここでルーミスの言う「信仰告白の私たちが作成した版の出版」とは、四ヶ月の前1874年4月14日のルーミス書簡にある次の「信仰告白の版」のことであろう：「O.M.グリーン氏と私は、〔長老教会〕全般に採用されるように提案しようと信仰告白の準備を完了したところです」（*PCUSA/JM, 1873-, vol. III, No.16*；岡部・有地『手紙』、61頁。なお、引用した訳文は、岡部・有地訳と少々変えて訳している。）但し、ここに言及された「信仰告白」の具体的な内容は、今のところ不明である。
- (6) Ibid. 岡部・有地『手紙』、80-81頁。カロザースも、「第一回横浜宣教師会議」では合同運動に一貫して反対したのは自分だけで、ルーミスとミラーも合同を支持していたと明言している [*PCUSA/JM, vol. II, No.98(1872.9.28)*]。ここからも、ルーミスは少なくとも「宣教師会議」では、合同賛成論者であったことが分かる。
- (7) 第一回宣教師会議におけるヘボンの態度については、高谷道男編訳『ヘボン書簡集』（東京：岩波書店、1977 第二刷）、254頁の1874.1.3書簡にあるヘボン自身の以下の自己批判発言を参照のこと：「またわたしどもが始めこの合同案に賛成した時に大きい誤謬があったのだと考えられます。…わたしは最初この合同運動に出来る限り反対しました。しかしこの合同案の基礎が極めて幅の広いもの

で、…結局失敗するようになると見通していましたが、しかしまず最初にこれに賛成の投票はしておいたのでした」と。

- (8) 「タムソン」の項、中島耕二他『日本キリスト教史双書 長老・改革教会来日宣教師事典』(東京：新教出版社、2003年), 36-37頁。
- (9) 上掲書, 42-43頁。
- (10) 高谷編訳『ヘボン』, 378頁のヘボン関係年表を参照のこと。あの「第一回横浜宣教師会議」において改革派、長老派、アメリカン・ボードの合同決議に最初反対し、最後に賛成票を投じたヘボンは「宣教師会議」直後の1872年10月には、ヨーロッパ経由で帰米し、再来日は1873年11月30日であった。つまり、ヘボンは、1873年1月の長老派ミッション会議には欠席していたはずである。
- (11) *PCUSA/JM, 1873-, vol. III, No.27.*
- (12) 'The Auburn Declaration. A.D. 1837,' in P. Schaff, *Creeds of Christendom*, Vol. 3 (New York: Harper & Brothers, 1877; repr.ed. Grand Rapids, Michigan, 1977), 777. 以下, Schaff, *CC*, vol.3と略す。
- (13) 人間の全的墮落論を修正し、墮落後の人間における自由意志の継続を認め、「道徳的墮落論」を主張する「新派」神学の創唱者の一人は、イエール大学神学部教授N. W. テイラー (Nathaniel W. Taylor: 1786-1858) である。有名な説教の中で彼は、次のように指摘する：「…アダムの罪の行為において(in Adam's act of sin), すべての彼の子孫は彼と一つである。従ってアダム同様に真実に〔罪を犯す〕行為をしたし, そこでおのれのと總ての人が, アダムが彼の本性を腐敗させたように自発的に (freely), 意志的に (voluntarily) 本性を腐敗させた」[N.W. Taylor, "Concio ad Clerum: A Sermon on Human Nature, Sin, and Freedom" in S.E. Ahlstrom, ed., *Theology in America: The Major Protestant Voices From Puritanism to Neo-Orthodoxy* (Indianapolis and New York: The Bobbs-Merrill Company, INC., 1961), 234.] 要は 'sinning (罪を犯すこと)' に基づく 'sinner (罪〔を犯す〕人)' を強調する理論である。こうした「道徳的墮落説」の学派的な神学傾向を念頭に置くと、「九箇条信仰告白」の第3箇条の、アダムとイヴは「不従順により罪〔を犯す〕人となった (by disobedience became sinners)」という表現は、「旧派」神学のいう「全的墮落説」が強調する 'total sinfulness (全的罪性)' や 'total depravity (全的墮落)' ではあり得ない。むしろ、「新派」神学が主張する「道徳的墮落説」の立場を継承し、'sinning (罪を犯すこと)' に基づく 'sinner (罪〔を犯す〕人)' を強調する趣旨であると理解すべきである。
- (14) 'The Auburn Declaration,' in Schaff, *CC*, vol.3, 780.

## 公会運動の看過された神学論争の次元一十九世紀アルミニウス主義的「新派」神学を中心に（二一A）

- (15) Ibid., 779.
- (16) Ibid., 778.
- (17) Ibid., 779.
- (18) 'The Doctrinal Basis of the Evangelical Alliance, A.D.1846. Adopted at the Organization of the American Branch of the Evangelical Alliance, in January, 1867,' in Schaff, CC, vol.3, 827-828.以下, 'Basis' と略記。
- (19) Ibid., 828.
- (20) *Evangelical Alliance. Report of the Proceedings of the Conference, held at Freemasons' Hall, London, from August 19th to September 2nd Inclusive, 1846* (London: Partridge and Oakey, Paternoster Row, 1847), 240.
- (21) *First Annual Report of the Evangelical Alliance for the United States of America. 1869* (New York: Baker and Godwin, Printers, 1869), 8.
- (22) 'Basis' in Schaff, CC, vol.3, 828.
- (23) 「四公会合同運動」の経過や「教会合同の具体的基礎」の分析についての詳細は、以下の拙稿を参照のこと：「幻の公会信条の意義—日本基督公会運動再考（一）」『神学63号 福音と派遣』（東京神学大学神学会：東京 教文館、2001年），283-307頁。
- (24) 岡部・有地編訳『手紙』、50頁。なお、1873年12月30日の「日本長老会（中会）」を組織したミッション会議の議長を、このルーミス書簡ではタムソンとしている。ところが、カロザースは、その書簡（1874.1.19付け）では、議長はヘボンであったとしている（PCUSA / JM, 1873- ; vol. III, No.7）。この証言の食い違いの原因は不明である。
- (25) 高谷道男編訳『S.R.ブラウン書簡集 幕末明治初期宣教記録』（東京：日本基督教団出版局、1965），308-310頁参照。1874年4月4日付け書簡には次のようにある：「江戸および横浜の教会は、昨日〔1874.4.3〕ここで、信条の改正と教会組織の規則について、その委員会から報告を受けるために、会議を開き、江戸とこの地〔横浜〕の宣教師全部と会い、相談するために、彼らを招集することになりました。彼らは、その信条と教会規則を翻訳してもらう目的で、委員会にわたし〔ブラウン〕を加えたので、わたしは、それらの翻訳文を、次の便で、お送りできるつもりです。宣教師団の忠告によって、六か月後に開かれる宣教師会議まで、これらの改正された条項を採用しないことを申し合せました。…グリーン氏〔アメリカン・ボード宣教師D. C. グリーン〕は、昨日、兵庫に向かって出帆いたしました。そこへ到着してから、大阪に一つ、兵庫に一つと、二つの教会

〔大阪公会、神戸公会〕を組織するために、方策を講じています」（上掲書、309頁）。

- (26) *ABCFM / JM, 1869-, No.16-17.*
- (27) *Ibid.*, 特にNo.17を参照のこと。
- (28) *Ibid.*
- (29) 吉田亮氏は、この「合同の具体的基礎」中の「八箇条信仰告白」を次のように要約する：「三、同一の使徒信条〔？！-棚村〕を認める（生ける唯一の神、聖書、原罪、キリストによる贖罪、聖霊の働き、聖餐とバプテスマ、最後の審判）」[「1870年代の教会合同問題とアメリカ宣教師」、同志社大学人文科学研究所編『日本プロテスタント諸教派史の研究』（東京：教文館、1997）、290頁。] しかし、この第三決議の原文のどこにも、「使徒信条（The Apostles' Creed）」を承認したとの言葉は見あたらない。又、「八箇条信仰告白」の内容も、これが「使徒信条」に大きく依存している証拠はない。それは氏の掲げる内容項目からしても「使徒信条」の内容とは異なる。だから、「具体的基礎」の「第三決議」テクストの中に「同一の信条（the same creed）」という表現が存在するからと言って、これを直ちに「使徒信条」と理解することは吉田氏の単純な誤解によると思われる。この「八箇条信仰告白」は、むしろ「新派」神学の信仰告白とすることが、本研究の分析結果である。